

序議付議事案書

開催・令和7年1月21日

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史
件 名	東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について		
	区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則		
部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>東京都人事委員会勧告を踏まえた一般職の給与改定に準じて、市長、副市長及び教育長の特別給(賞与)の支給月数を改定するとともに、旅費法及び東京都の職員の旅費に関する条例を踏まえた東大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正することから、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>①市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を0.05月引き上げる。</p> <p>これにより、期末手当の年間支給月数を、年4.85か月から年4.9か月とする。</p> <p>②包括宿泊費について、規定を追加するとともに、市長、副市長及び教育長の旅費に関する規定について、一般職の旅費条例の改定に準じるかたちで、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費等必要な改正を行う。</p> <p>宿泊費(1夜につき)については、15,000円を上限とする。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>期末手当の規定の改正是、公布の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。</p> <p>旅費の規定の改正是、令和8年4月1日から施行する。</p>			
2. 経過(現時点に至るまでの経過)			
総務課による事前審査済			
3. 留意事項(問題点等)			
4. 主管部処理案(検討結果等)			
令和7年第4回市議会定例会に議案として提出したい。			
5. 審議結果			
決定			